

砂利採取計画認可申請書作成・記載要領

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく採取計画認可申請（河川管理者の認可に係るものは除く。）の際、提出すべき書類、その作成・記載の要領及び提出部数は次のとおりとする。

1 全般的事項

- (1) 申請書及び別紙様式の大きさは、原則として日本工業規格のA4版とすること。
- (2) 申請書は、「2 提出書類及び記載要領等」に記載された番号順に綴じること。
ただし、図面は綴じ込まず、袋（A4版の縦型で、表面に図面の番号、名称を記載したもの）を綴じ込んで、その中に折りたたんで入れること。
- (3) 提出する書類は、「2 提出書類及び記載要領」のうちから、種別（山砂利採取か、陸砂利採取か、海砂利採取か）、方法（山部すき取りか平地掘り下げか）、事業内容（採取のみか、採取と選別か、洗浄のみか）等により、東京都が個別に指示する。
また、書類名、記載内容等についても変更・追加等を指示することがある。
- (4) 申請書に記載する単位は、メートル法によること。
- (5) 申請書に記載する標高は、国土地理院の基準による標高とすること。
- (6) 図面の縮尺は、原則として各提出書類ごとに定められている縮尺によること。
ただし、採取場の規模の大小等により、これによりがたい場合は事前に東京都と相談のうえ変更することができる。
- (7) カラー図面においては、正本は鉛筆等を使用して着色すること。
写はカラーコピーも可とするが、大きさは正本と同一とすること。
- (8) 図面には、次の事項を必ず記載すること。
 - ア 方位
 - イ 凡例
 - ウ 右下に、図面番号・縮尺・図名・設計者（作図者）及び申請者（会社名）等の要件を、例により明記すること。

[例]

図面番号	9 (24)	縮尺	1 / 50, 000
図名	砂利採取場位置図 (兼 砂利等運搬経路図)		
設計者			
採取場名	採取場		
申請者	株式会社		

- (9) 図面番号は、「2 提出書類及び記載要領等」に記載された番号を付し、同番号のものが複数ある場合は [16 - 2] のように枝番を付けて区分すること。

(10) 東京都の指示又は承認により、図面を兼用することができる。

兼用した場合の図面番号及び図名は、例により記載すること。

(11) 申請関係書類に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

ア 事業区域 残留緑地、工場敷地、製品置場、現場事務所等を含む砂利採取
(洗浄) 事業に要する全体の区域

イ 開発区域 事業区域の中で、将来にわたり採取等により土地の形質を変更
する区域で、保安距離を含めた他区域

ウ 採取区域 開発区域の中で、当該認可申請期間内に、砂利採取・重機道
建設等により、土地の形質を変更する区域

(12) 砂利の洗浄のみを行う場合は、採取計画認可申請書（省令様式第1）等を含め、
本要領中の採取を洗浄と読み替えること。

(13) 砂利採取法第20条に基づく変更認可申請を行う場合は、「採取計画認可申請書
（省令様式第1）」を「採取計画の変更認可申請書（省令様式第2）」と読み替え、
その他は全て本要領を準用する。